## 鹿児島県労働委員会年報

令和2年版 (令和2年1月~12月)



鹿児島県労働委員会

# 目 次

第 1	章	Ì																												
匀	售 1	節		労債	助争	静																								
		1		摡	涉	2																								
		2		—																										
		3																												
		4																												
匀	[2	節	•	個別	川学	分働	関	係	紛	争(	ひさ	あっ	世	ん		• • • •	•••		• • • •	••••			•••			• • • • •	• • • •	• • • •	 	7
		1		概	涉	_																								
		2																												
Э	第3	節		不当	当党																									
		1		1.70	涉	_																								
		2																												
			(1)																											
			(2)																											
-	64			行耳	女訂	秘	事																							
匀	15	節		再看			• •																							
匀	百6	節		資本	各署	-	_																							
		1		概	涉	_																								
		2																												
		3					_	*																						
-	197			認力			•																							
第 2	2 章	İ																												
		Ι																												
			1																											
			2																											
			3	_		•		_		前記		_																		
		Ι																												
		Ш	;	迅过	惠 •	K.	確	な	番:	査=	手兼	売き	を	充	実	さ・	せる	5 <i>†</i> :	<u>:</u> め	の:	万分	粳	• • •	• • • • •	• • • •	• • • • •	• • • •	• • • •	 	21

## 第1章 労働委員会による調整・審査

## 第1節 労働争議の調整

## 1 概 況

令和2年に取り扱った調整事件はなかった。

## 第1表 令和2年調整事件取扱一覧

該当なし

## 第2表 調整区分別件数 (新規申請分)

調整区分年	28年	29年	30年	元年	2 年
あっせん	2	1	1		
調停					
仲裁					
計	2	1	1	0	0

#### 第3表 調整開始事由別件数(新規申請分)

調整区分年	28年	29年	30年	元年	2 年
組合申請	2	1	1		
使用者申請					
双方申請					
計	2	1	1	0	0

第4表 調整事項別件数(新規申請分)

-	<b>開整</b> 事項	年	28年	29年	30年	元年	2 年	E
刹	且合承認・組合	`活動						
乡	労働協約・効力・解	釈履行						
賃	賃 金 増	額						
月月	一時	金						
金	諸手	当						
等-		寺 金						
寸	その	他						
	計							
ź		動条 件						
経	事業所廃止・事	業縮小						
性	配置転	換						
人	解	雇						
八	そ の	他						
7	計							
	団体交渉促	進等	2	1	1			
2	そ の	他						
	合	計	2	1	1	0	0	

## 第5表 業種別件数(新規申請分)

	建	製	: ž	告	業	情	j		業・		更業	į	卸	金	教	医	複	サ	公	そ	
\ 業種		食	印	化	そ	報	鉄	道	路	道	水	そ	売	融	育	療	合	]			
	設	料	刷	学		通		旅	客	路			業	業	•	•	サ	ビ	務	の	
		品	•	工	0	信	道		送業	貨	運	0	•	•	学	福	1	ス			
	業	製	同	業		業	SIL.	バ	M	物	SH.		小	保	習-	祉	ビ	業		他	計
		造业	関		他		業	スナ	ヤー	運	業	他	売	険	支		スナ				
		業	連					専	• h. h.	送			業	業	援		事				
ht: \			業					業	タク	業					業		業				
年 \									シー 業												
28年																2					2
204																۷					
29年																			1		1
,																					
30年												1									1
元 年																					0
2 年																					0

第6表 調整の終結状況

	年	6	2 8 年	Ę.	4	2 9 年	Ē.		3 0 年	Ę.	j	亡を	Ę.	4	2 左	F.	
	調整	あ	調	仲	あ	調	仲	あ	調	仲	あ	調	仲	あ	調	仲	
\$\tau \dots	区分	つ			つ			つ			つ			つ			<b>∌</b> 1.
終結態移		せん	停	裁	せん	停	裁	せん	停	裁	せん	停	裁	せん	停	裁	計
	· F 開 始				, -	.,,	*/	, ,	.,	*/			*/*		1,	*/\	
(	規65-2)																
耳	文下げ																
	うちあっせん																
	員指名前																
     解	案提示 解 决																
	自主解決				1												1
決	計				1												1
打切り	 ) • 調停不調	2						1									3
	合計	2			1			1									4
3 <u>3</u> 2	年繰越																

## 第7表 調整の所要日数

区分	28年	29年	30年	元 年	2 年
平均	3 3	197	9 7	_	_
最 長	4 3	197	9 7	_	_
最 短	2 2	1 9 7	9 7	_	_

<sup>(</sup>注) 所要日数は、あっせん員(調停委員) 指名から事件終結までの日数である。

## 2 調整事件

該当なし

#### 3 労働争議の実情調査

労働委員会の調整機能を十分に発揮するためには、労働争議の実情を正確に把握し、調整開始の際に適切かつ迅速に対処できるようにすることが必要である。

このため、労働争議が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ、争議の内容、会社の経営状況などについて実情を調査するものである。

令和2年中の実情調査件数は3件で、すべて公益事業の争議行為予告通知に伴うものであった。

### 第8表 令和2年実情調査一覧

番号	調査対象者	組合員数 従業員数	業種	調査事項	調査開始月日 備考
1	鹿児島県医療労働組合 連合会	約1,800 	医療業	賃上げ及び一時 金等	2.26 
2	日本私鉄労働組合総連  合会 	約1,060 	陸上旅客運送 業	求等 	3. 2 争議行為予告 (中労委受付 3.18 分春闘関係)
3	鹿児島県医療労働組合 連合会	約1,800   	医療業	年末一時金及び 手当改善の獲得 等	10.20   

#### 4 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知のうち、本県に関係する通知は23件である(第9表)。このうち本県労委経由又は受付分は、2件である。

第9表 令和2年争議行為予告通知一覧

_	TITE XE C	2 千 于 哦 11 祠 17 口 近		) 			
番	通知先	通 知	者	争議事項	受付		<b>「為実施予定</b>
号		名称	所在地	*	月日	月日	場所
1	中労委	全日本建設交運一般	東京	春闘及び夏期一時	2. 12	3. 5	鹿児島県ほか
		労働組合		金闘争			32都道府県
2	中労委	国鉄労働組合	東京	2020年4月1日以降	2. 13	3. 14	沖縄県を除く
				の賃金引き上げに		以降	全国
	<b>山</b> 丛子	ANA委员织人	+ +	関する要求	0.10	0.10	金田白田)なみ
3	中労委	ANA乗員組合	東京	2020年春闘要求	2. 13		鹿児島県ほか 31都道府県
4	 中労委	全国電力関連産業労	東京	2020春季生活闘争	2. 21	3. 6	全国
4	中力安		果	2020年学生的  助于  	2.21	3. 0 以降	土區
5	中労委	日本航空ユニオン	東京	   2020年度賃上げ等	2. 21	3. 14	鹿児島県ほか
	TDS			2020年及員工() 守	2.21		24都道府県
6	鹿児島県労委	   鹿児島県医療労働組	鹿児島	賃上げ, 労働条件	2. 26	3. 12	鹿児島県
	ишупшунуу 5	合連合会		の改善等	2.20	以降	DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF
7	中労委	全日本運輸産業労働	東京	賃金引き上げ等	2. 26	3. 13	全国
		組合				以降	
8	中労委	全日本建設交運一般	東京	賃金引き上げ等	2. 26	3. 12	沖縄県を除く
		労働組合全国鉄道本				以降	全国
		部					
9	中労委	全日本空輸乗員組合	東京	春闘要求	2. 28		鹿児島県ほか
						以降	31都道府県
10	中労委	日本航空(株)	東京	日本航空ユニオン	2. 28	3. 14	鹿児島県ほか
				が行う争議行為に		以降	24都道府県
		A		対抗			La la de la companya
11	中労委	全日本赤十字労働組	東京	賃金表の改訂等	2. 28	3. 12	鹿児島県ほか
1.0	- DWI	合連合会	+ +	任人コロンロンドが	0.00		28都道府県
12	中労委	全日本港湾労働組合	東京	賃金引き上げ等	2. 28	3. 10	鹿児島県ほか
13	 中労委	日本私鉄労働組合総	東京	20春闘における賃	3. 2		31都道府県 全国
13	甲力安	百本松跃为侧粗石松	果	20 全國にわりる員   金, 臨時給, 産業	3. 4	3. IS 以降	土国
				型, 端内柏, 屋来   別最低賃金引き上		以阵	
				が			
14	 中労委	全日本運輸産業労働	東京	2020年度夏季一時	5. 26	6. 12	鹿児島県ほか
	1745	組合連合会	12.12	金等	3.23	以降	44都道府県
15	 中労委	全日本国立医療労働	東京	賃金・労働条件改	10. 15	11. 5	鹿児島県ほか
		組合		善要求		以降	46都道府県
16	鹿児島県労委	鹿児島県医療労働組	鹿児島	一時金, 労働条件	10. 20	11.5	鹿児島県
		合連合会		の改善等		以降	
17	中労委	全日本赤十字労働組	東京	勤務評定反対等	10. 23	11.5	鹿児島県ほか
		合連合会				以降	28都道府県

		I		1			
番	通知先	通知知	者	   争議事項	受付	争議行	f 為実施予定
号	地州儿	名称	所在地	中 哦 ザ 気	月日	月日	場所
18	中労委	全日本運輸産業労働	東京	年末一時金闘争の	10.30	11. 12	鹿児島県ほか
		組合連合会		取り組み等		以降	46都道府県
19	中労委	日本航空キャビンク	東京	2020年年末要求	11. 4	11. 20	鹿児島県ほか
		ルーユニオン				以降	23都道府県
20	中労委	全日本港湾労働組合	福岡	労働時間の短縮等	11. 4	11. 18	鹿児島県ほか
	(福岡県労委)	九州地方本部				以降	2 県
21	中労委	日本航空ユニオン	東京	2020年年末一時金	11. 5	11. 20	鹿児島県ほか
				等		以降	23都道府県
22	中労委	日本航空㈱	東京	日本航空キャビン	11. 5	11. 20	鹿児島県ほか
				クルーユニオンが		以降	23都道府県
				主張する件			
				2020年 年末要求			
23	中労委	日本航空㈱	東京	年末一時金闘争の	11. 6	11. 20	鹿児島県ほか
				取り組み等		以降	23都道府県

### 第2節 個別労働関係紛争のあっせん

#### 1 概 況

- (1) 個別労働関係紛争のあっせんの令和2年の新規申請はなかった(第1表)。
- (2) あっせん事項は、第2表のとおり。
- (3) 業種別は、第3表のとおり。
- (4) 終結状況は、第4表のとおり。

#### 第1表 あっせん開始事由別件数(新規申請分)

医分 年	28年	29年	30年	元 年	2 年
労働者申請	3	3	9	3	
使用者申請					
双方申請					
計	3	3	9	3	0

#### 第2表 あっせん事項別件数(新規申請分)

_							_
	1容	年	28年	29年	30年	元 年	2 年
	解	雇	1	2	2	2	
経	配置転換,出向	・転籍			3		
営•	懲 戒 奴	L 分		2	1		
人	退	職	1		2	1	
事	そ の	他			2		
	計		2	4	1 0	3	0
	賃 金 未	払い	1		3	1	
賃	賃 金 鴻	え 額					
金金	一時	金					
等	退 職 一	時 金					
守	解 雇 手	当					
	その	他					
	計		1	0	3	1	0
労	第 働 条 化	牛 等			3		
邗	場の人間	関係	1	1	3	1	
そ	$\sigma$	他			1		
	合 言	+	4	5	2 0	5	0

(注) 申請のあった事項のすべてについて計上してあるので、事件数とは一致しない。

第3表 産業別件数(新規申請分)

業種年	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産業・物品賃貸業	医療・福祉	教育・学習支援業	学術研究・専門・ 技術サ―ビス業	宿泊業・飲食サ―ビス業	生活関連サ―ビス業・娯楽業	サービス業 (他に)	公務	## <b> </b>
28年	1					1			1							3
29年		1							1		1					3
30年			1				1		2				3		2	9
元 年						1				1					1	3
2 年																О

## 第4表 あっせんの終結状況

終結!	年 態様	28年	29年	30年	元 年	2 年
	不 開 始					
	取 下 げ 解決を除く)	1 (1)	1			
	うちあっせん 員 指 名 前	(1)				
解	案提示解決	2	2	3		
     決	自主解決			1		
	計	2	2	4		
	打切り			5	3	
	合 計	3 (1)	3	9	3	0
	翌年繰越	0	0	0	0	0

(注)()は前年からの繰越で外書き。

## 2 個別労働関係紛争あっせん事件

該当なし

## 第3節 不当労働行為事件の審査

#### 1 概 況

令和2年の不当労働行為の救済申立ては1件であった。

### 第 1 表 事件取扱状況

(件数)

_										<u>(   1 8X / </u>
区分	係	属件	数	更	取 下 げ			命	ì	次年
年次	前年繰越	新規 申立	係属 計	組合都合	無関与和 解	関 和 解	救済	棄却	却下	繰越
28年	0	0	0							0
29年	0	0	0							0
30年	0	0	0							0
元年	0	1	1							1
2 年	1	1	2							2

### 第2表 救済内容別申立件数

区分										
年次	1号	2号	3号	1・2号	1・3号	2・3号	1 · 2 · 3号	1・4号	1・3・4号	計
28年										0
29年										0
30年										0
元年				1						1
2 年							1			1

(注) 1号 …… 不利益取扱

2号 …… 団体交渉の拒否

3号 …… 支配介入

4号 …… 1号から3号までの旨を申し立てたことに対する不利益取扱

第3表 申立人別申立件数

区分		鹿児島県									
		申	立 人	別							
年次	申立件数	組合	個 人	組合・個人	申立件数						
28年	0				303						
29年	0				300						
30年	0				298						
元年	1	1			2 4 5						
2 年	1	1									

## 第4表 申立関係企業内の組合組織状況

年次 区分	組合が1つだけの企業	組合が2つ以上の企業	計
28年			0
29年			0
30年			0
元 年		1	1
2 年		1	1

## 第5表 業種別申立件数

	建	製	ž	生	業	情	}	運輸	業・	郵	便業	É	卸	金	教	医	複	サ	地	そ	
業種		食	印	化学	そ	報	鉄	道	路客	道路	水	そ	売業	融業	育	療	合	]	方		
	設	料	刷		_	通	>>/-	旅	客	路	\	_	業	業	•	•	サ	F.	公務	0)	
	郊	品	·	工	の	信業	道	連バ	送業	貨物	運	の		, ,,,	学羽	福	1.5%	ス	務	Иh	<b>⇒</b> 1.
	業	製造	同関	業	他	兼	業	ハス	ハイヤー	物運	業	他	小声	保险	当	祉	ビス	業		他	計
		業	連		10		*	真	•	運送	<del>  **</del>	10	売業	険業							
			連業					専業	タク	業					習支援業		事業				
年 \									シー												
\									業												
28年																					0
0.04																					
29年																					О
30年																					0
元 年												1									$\mid 1 \mid$
2 年																			1		1

第6表 平均処理日数

年次 区分	総平均	命令・決定	取下・和解
28年			_
29年			_
30年			_
元年			_
2 年			_

<sup>※</sup> 労働組合法第27条の18の規定に基づき,「審査の期間の目標は,1年」としている。 (平成24年7月改定)

## **2 審査事件** (1) 令和元年(不)第 1 号事件

申立年月日	令和元年8月2日									
申 立 人	X組合	組合								
被申立人	Y (運輸業, 郵便業	7 (運輸業,郵便業)								
申立条項	労働組合法第7条	働組合法第7条 第1号及び第2号								
救済を 求める事項	・団体交渉に速やだ ・未払い賃金,人権 ・嘱託職員を正規職 ・個別の組合員への	権侵害及び職業差別につ 競採用又は無期限雇用に O接触・恫喝を行わない 吉を撤回し,雇用期間	ついて こ転換させること							
担当委員	参与委員(労働者側	審查委員長 采女委員,審查委員 新納委員 参与委員(労働者側) 下町委員,村屋委員 同 (使用者側) 濵上委員,水淵委員								
審査状況	調査5回,審問0[	調査5回,審問0回								
終結日	係属中	終結区分(処理日数)	_							

## (2) 令和2年(不)第1号事件

申立年月日	令和2年6月11日									
申 立 人	X 1 組合連合会, X	1 組合連合会, X 2 組合, X 3 組合								
被申立人	Y (地方公共団体)	7 (地方公共団体)								
申立条項	労働組合法第7条	7働組合法第7条 第1号,第2号及び第3号								
救済を 求める事項	・労働協約を締結せ  ・組合活動への批判  ・X3組合執行委員	協約未締結のまま勤務 ずに行った違法な降約	予後同様の行為を行わないこと ・							
担当委員	審查委員長 采女委員,審查委員 田中委員 参与委員(労働者側) 下町委員,海蔵委員 同 (使用者側) 米盛委員,柳田委員									
審査状況	調査3回,審問0回									
終 結 日	係属中	終結区分(処理日数)	_							

## 第4節 行政訴訟事件

令和2年は、係属事件がなかった。

## 第5節 再審査事件

令和2年は、係属事件がなかった。

## 第6節 資格審査

#### 1 概 況

- (1) 令和2年は,前年からの繰越が1件,新規の組合資格審査申請が5件であった。
- (2) 新規申請分を申請理由別にみると、労働者委員推薦関係が2件、不当労働行為救済申立関係が3件であった。
- (3) 処理状況については、2件(労働者委員推薦関係)を適法と認め、4件(不当労働行為救済申立関係)を翌年へ繰り越した。

#### 2 資格審査一覧表

年番号	申請組合名	組合	申請理由	申 請年月日	終結年月日	備考
元年1	X 1 組合	9	不当労働 行為救済 申立	R元. 8. 2		翌年へ繰し越
2年1	X 2 組合	5, 222	労働者委員の候補者推薦のため	R2. 4.22	R2. 5.12	適 法 決 定
2 年2	X3組合	696	労働者委員の候補者推薦のため	R2. 4.24	R2. 5.12	適法決定
2年3	X 4 組合連合会	554	不当労働 行為救済 申立	R2. 6.22		翌年へ繰を越

年番号	申請組合名	組合員数	申請理由	申 請 年 月 日	終結年月日	備考
2年4	X 5 組合	28	不当労働 行為救済 申立	R2. 6.11		翌年へ繰越
2年5	X 6 組合	21	不当労働 行為救済 申立	R2. 6.11		翌年へ 繰 越

## 3 資格審査取扱状況

	π.	申	請理由	別(新規	見)		終糸	吉態	兼 別	
X	取	法	救	労 許	労	適	不	取	打	翌
分分	扱	人	済	働可	働	法	適	下	切	年
		登	申	者 申	者	決	法	げ	り	繰
年	件	記	立	供請	委	定	決			越
				給	員		定			
次	数			事	推					
				業	薦					
2 8	4				4	4				
2 9	2				2	2				
3 0	2				2	2				
元年	1		1							1
2 年	6		3		2	2				4

## 第7節 認定告示

地方公営企業の職員の非組合員の範囲の認定・告示について、令和2年は、申出がなかった。

## 第2章 労働委員会活性化のための取組(令和2年度)

平成21年11月に全国労働委員会連絡協議会に設置された「労働委員会活性化のための検討委員会」において、平成22年から24年に第1次~第3次の報告書が出されたことを受け、本県労働委員会では、委員による「労使間のトラブルに関する相談会」(定期・周知月間等)や「出前講座」などを開催するとともに、労働委員会制度の周知広報、委員及び事務局職員の資質向上を図るための研修等にも取り組んでいる。

また、迅速・的確な審査手続を行うため、平成24年7月1日から審査の期間の目標を1年6月から1年に短縮し、迅速な解決に努めている。

令和2年度における主な取組は、以下のとおりである。

#### I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策

- 1 委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催
- (1) 定期相談会

毎月第4火曜日(原則)の午後2時30分から5時まで、県庁労働委員会において相談会を開催した。また、来庁できない方のために電話相談も実施した。(継続)

日時	相談件数	日 時	相談件数	日 時	相談件数				
4月28日(火)	0件(0)	8月25日(火)	3件(2)	12月22日(火)	0件(0)				
5月26日(火)	1件(0)	9月23日(水)	0件(0)	1月26日(火)	0件(0)				
6月23日(火)	1件(1)	10月27日(火)	2件(1)	2月24日(水)	0件(0)				
7月28日(火)	1件(0)	11月24日(火)	1件(0)	3月23日(火)	4件(1)				
※ ( ) 書きは電	話相談で内書	合 計	13件(5)						

(2) 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間(10月)における相談会 定期相談会(10月27日)のほか、休日相談会と出張合同相談会を開催した。(継続) なお、出張合同相談会(10月20日)は、労働局、県社会保険労務士会、県雇用労政課と合 同で指宿市で開催した。

日時	場所	相談件数
10月17日(土)10:00~16:00	鹿児島市勤労者交流センター	2件
同月20日(火)10:30~15:30	指宿市役所	0件
同月27日(火)14:30~17:00	県庁労働委員会	※ 定期相談会参照

#### (3) 周知月間以外の休日相談会

鹿児島市勤労者交流センター (キャンセビル) において休日相談会を開催した。(継続) 日時:8月30日(日)10:00~16:00 相談件数: 1件

#### 《参考》 個別労働関係紛争に係る相談

• 令和 2 年度月別相談件数

	4月	5 月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応	16	7	7	9	10	11	10	4	5	7	2	13	101
委員相談会	0	1	1	1	4	0	4	1	0	0	0	4	16
(うち電話相談)	(0)	(0)	(1)	(0)	(2)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(5)
計	16	8	8	10	14	11	14	5	5	7	2	17	117

#### • 相談内容別件数

#### (令和3年3月31日現在)

年 度 相談内容	28	29	30	元	2	計
経営又は人事	67	58	64	38	51	278
賃 金 等	36	31	26	23	16	132
労 働 条 件 等	28	20	15	26	14	103
職場の人間関係	37	41	21	38	22	159
そ の 他	11	5	6	7	14	43
合 計	179	155	132	132	117	715
うち委員による相談会	45	37	41	23	16	162

- ※ 相談内容は主なもので計上
- ※ 平成23年5月から定期相談会開始

#### (相談内容の分類)

	,		• / / /			
経	営	又	は	人	事	解雇,配置転換・出向・転籍,復職,懲戒処分,退職,勤務延長・再雇用,その他経営又は人事
賃		金			<del></del>	賃金未払,賃金増額,賃金減額,一時金,退職一時金,解雇手当,休 業手当,諸手当,その他賃金,年金
労	働	条	ſ	牛		労働契約,労働時間,休日・休暇,年次有給休暇,育児休業・介護休業,時間外労働,安全・衛生,福利厚生制度,社会保険,労働保険, その他の労働条件等
職	場の	)人	間	関	係	セクハラ、パワハラ・嫌がらせ
そ		の			他	その他

### 2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報 【紙媒体】

(1) 個別紛争あっせん制度 PRポスター等の配布

当労委独自の個別紛争あっせん制度 P R ポスター, チラシ及びカードを関係機関・関係団体等に配布し, 周知広報を依頼した。(継続)

#### (2) 相談会チラシの配布

QRコードを印刷した相談会チラシを関係機関・労使団体等に配布し、周知広報を依頼した。(継続)

また、労使団体等の会員への相談会チラシ配布や、大型商業施設等への相談会チラシ設置 を依頼した。(継続) ◇ 個別あっせん制度PRポスター



◇ 個別あっせん制度 P R カード



#### 【ホームページ及び携帯電話サイト】

(3) 委員リレーコラム掲載等によるホームページ等の充実

ホームページ及び携帯電話サイト内に制度概要や相談会・周知月間等について掲載すると ともに、ホームページ上に委員が毎月交替でコラムを掲載した。(継続)

なお、携帯電話サイトに直接つながるQRコードを、個別紛争あっせん制度PRポスター・チラシ・カード、相談会チラシ、のぼり旗、委員・職員の名刺等に印刷し、広報の充実を図った。(継続)

(4) 関係機関等ホームページのリンク及び相談会掲載

鹿児島労働局,鹿児島産業保健総合支援センター,連合鹿児島,法テラス鹿児島及び市町のホームページに,当労委(個別紛争あっせん制度)ホームページへのリンク付けがされるとともに、関係機関・労使団体等のホームページに相談会開催情報が掲載された。(継続)

#### 【マスコミ】

(5) 定期相談会, 出張相談会, 周知月間中の相談会については, テレビ局・ラジオ局・新聞社に年間を通じて告知を依頼し, 周知広報を行った。(継続)

#### 【県広報媒体】

(6) 県広報媒体による広報

個別紛争あっせん制度や定期相談会について、県政広報テレビ・ラジオ番組による告知を 年間を通じて実施した。2年10月には委員が、ラジオの対談番組において、個別紛争あっせ ん制度と周知月間での相談会の日程等を紹介した。(継続)

県広報公式ツイッターとフェイスブックに定期相談会等の情報を掲載した。(継続)

#### 【関係機関等】

(7) 労使団体・関係機関等との連携

関係機関等に対して個別紛争あっせん制度や定期相談会等について周知広報を依頼するとともに、労働局やハローワーク、労使団体等に労使紛争に関する相談の当労委への紹介を依

頼した。県弁護士会に対しては、県弁護士会レターボックスを活用して、会員に対する労働 委員会制度等の周知及び相談者への当労委の紹介を依頼した。(継続)

また,出張合同相談会(10月20日)の開催に際しては,指宿市及び周辺の市町に広報を依頼するとともに,労働局,社会保険労務士会,県雇用労政課と連携して合同で相談に対応した。(継続)

#### (8) 県や市町の広報誌への掲載

県メールマガジンにより市町村広報誌掲載用の原稿を情報提供したほか,県・市の労政担 当課発行の広報誌等に労働委員会制度の概要や相談会の掲載を依頼した。(継続)

#### 【その他】

#### (9) 地域情報誌・求人情報誌への掲載

地域情報誌や求人情報誌に,個別労働関係紛争のあっせん制度や相談会情報を掲載した。 (継続)また,情報誌WEBサイトのバナー広告枠にも掲載した。(新規)

#### 3 委員による出前講座

労使紛争の未然防止と労働委員会の認知度向上を図るため、労働者委員や使用者委員が労使団体の会合等の場で、公益委員が高校・大学において、労働委員会制度等について P R を行った。(継続)

		実施日及び時間	場所	団体名・対象者	参加 者数	講 師 名
公委	益員	令和2年10月27日(火) 10:30~12:00	鹿児島大学	法文学部	153人	采女 博文 会長
労働	動者	令和2年10月16日(金) 17:05~17:30	鹿児島 サンロイヤルホテル	鹿児島県労働者福祉 協議会「研究集会」	40人	下町 和三 委員
委	員	同年 11月12日(木) 19:30~20:00	九州労働金庫 大島支店	奄美地域労働者福祉 協議会ライフプランセミナー	22人	村屋 高広 委員
		令和3年1月27日(水) 18:30~18:50	九州労働金庫 鹿屋支店	大隅地域労働者福祉 協議会ライフプランセミナー	13人	東健一郎委員
使月	月者	令和3年1月20日(水) 15:30~16:00	鹿児島 サンロイヤルホテル	県中小企業団体中央会 連携強化 (新羅麗) 研究会	27人	米盛庄一郎委員
委	員	同年 3月22日(月) 13:30~14:00	鹿児島東急 REIホテル	県経営者協会 地域活性化委員会	40人	濵上剛一郎委員
		同年 3月26日(金) 15:00~15:40	霧島市 隼人公民館	霧島市商工会 理事会	35人	柳田 由美 委員

<sup>※</sup> 公益委員が対応する高校での講座は、新型コロナウイルス感染拡大警報の発令等により、 3校全てで中止となった。

#### (1) 公益委員による出前講座



鹿児島大学 (R2.10.27)

#### (2) 労働者委員による出前講座



鹿児島県労働者福祉協議会 (R2.10.16)



奄美地域労働者福祉協議会 (R2.11.12)



大隅地域労働者福祉協議会 (R3. 1.27)

#### (3) 使用者委員による出前講座



県中小企業団体中央会 (R3. 1.20)



県経営者協会 (R3. 3.22)



霧島市商工会 (R3. 3.26)

#### Ⅱ 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

毎月第2火曜日に開催している労働問題研究会(外部講師等による研修)については,委員が出席する会議における議題の事前検討に加え, 鹿児島労働局との意見交換会, 中労委作成の 論点別調整事件解説集を活用した事例研修などを行った。

さらに、全労委として取り組んでいる公労使委員合同研修をはじめとする全国・九州ブロックの会議・研修に委員が参加(Web開催等)したほか、事務局職員を全国・九州ブロックの会議・研修や個別労働紛争解決研修(JIRRA)、労働契約等解説セミナー(Web開催、厚生労働省)等に参加させ、資質の向上に努めた。

このほか,事務局職員については,「個別労働関係紛争等に係る勉強会」を実施し,個別労働紛争解決に必要な資質の維持向上に努めた。

#### 〇 労働問題研究会の実施状況

開催年月日	講 師	内容
令和2年	事務局職員	· 九州労働委員会連絡協議会 議題回答検討
4月14日		・入管法改正(外国人材受入)について
		・パワハラと使用者責任について
6月9日	事務局職員	・高齢・少子社会の就業支援
7月14日	事務局職員	・不当労働行為事件における審査の実際(総論)
8月11日	事務局職員	・不当労働行為事件における審査の実際(調査)
9月8日	事務局職員	· 九州労働委員会公益委員連絡会議 議題回答検討
10月13日	事務局職員	·全国労働委員会連絡協議会総会 議題回答検討
11月10日	委 員	・情報交換会
12月8日	事務局職員	・不当労働行為事件における審査の実際(審問・合議・
		命令)
令和3年	鹿児島労働局職員	・鹿児島労働局との意見交換会
1月12日		
3月10日	前鹿児島県労働委員	講演
	会会長	「企業の環境適応と事業変革について」
	宮廻 甫允	

#### ○ 「個別労働関係紛争等に係る勉強会」の実施状況

		****	
実施日	内容	実施日	内 容
5月28日	労働契約の成立等	9月29日	退職勧奨・退職届等
6月25日	労働条件の変更等	10月28日	試用について
7月30日	労働契約の終了等	11月25日	採用「採用内定取消等」
8月27日	賃金・労働時間等	2月25日	高齢者雇用・就業支援 障害者雇用・就業支援

#### Ⅲ 迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策

1 不当労働行為審査事件に係る審査期間の目標 労働組合法第27条の18に基づく審査の期間の目標については、平成24年6月12日に開催 した公益委員会議において、公益委員会議申合せ及び公益委員会議決定事項を改正し、

1年6月を1年(団交拒否のみの事案については10月)に改め、平成24年7月1日から 第四十二十二

適用している。

2 不当労働行為の審査の実施状況及び目標の達成状況

令和元年度に新規申立て1件,令和2年度に新規申立て1件あり、いずれも現在係属中である。